

市許可における太陽光発電施設（FIT及び非FIT）の添付書類等について

1 FIT太陽光発電設備の転用

添付書類

再生可能エネルギー 事業計画認定通知または変更認定通知の写し
電力会社への接続状況が確認できる書類
パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等)

認定または変更認定されていない場合、既に認定申請済みであることが分かる書類(電子申請画面のコピー等)を添付することで、農地転用申請の受付を行う。ただし、許可は認定通知の写しの提出後に行う。

2 非FIT太陽光発電設備の転用

転用申請者

(ア) 発電・小売電気事業者 → 電力会社

添付書類

電力会社への接続状況が確認できる書類
小売り電気事業者の登録が確認できる下記のいずれかの書類
・登録通知の写し
・資源エネルギー庁HPの写し(HPのロゴやタイトルの部分等が確認できるものも添付)
発電量調整供給兼基本契約書(添付可能な場合)
パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等)

転用申請者

(イ) 発電事業者 → 小売電気事業者 → 電力会社

添付書類

発電事業者と小売電気事業者間の売買契約書
電力会社への接続状況が確認できる書類
小売り電気事業者の登録が確認できる下記のいずれかの書類
・登録通知の写し
・資源エネルギー庁HPの写し(HPのロゴやタイトルの部分等が確認できるものも添付)
発電量調整供給兼基本契約書(添付可能な場合)
パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等)

転用申請者

(ウ) 発電事業者 → 仲介・卸売業者 → 小売電気事業者 → 電力会社

添付書類

発電事業者と仲介・卸売業者間の売買契約書
仲介・卸売業者と小売電気事業者間の売買契約書
電力会社への接続状況が確認できる書類
小売り電気事業者の登録が確認できる下記のいずれかの書類
・登録通知の写し
・資源エネルギー庁HPの写し(HPのロゴやタイトルの部分等が確認できるものも添付)
発電量調整供給兼基本契約書(添付可能な場合)
パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等)

転用申請者

(エ) 工事業者 → 発電事業者 → 小売電気事業者 → 電力会社

添付書類

工事業者が発電事業者(発電・小売電気事業者)へ確実に設備を売買することを示す書類(契約書等)^{※1}
発電事業者と小売電気事業者間の確実に電気を売買することを示す書類(契約書等)^{※1}
電力会社への接続状況が確認できる書類
小売り電気事業者の登録が確認できる下記のいずれかの書類
・登録通知の写し
・資源エネルギー庁HPの写し(HPのロゴやタイトルの部分等が確認できるものも添付)
発電量調整供給兼基本契約書(添付可能な場合)
パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等)

※1 原則、契約書を添付させるが、事業者によっては、農地転用許可後にしか契約書を作成できない場合があるため、「市長あての確約書」でも「確実に売買することを示す書類」として取扱う

工事業者 → 発電・小売電気事業者 → 電力会社

太陽光発電施設への転用行為の事業は、発電設備の完成でなく、発電事業が営まれることであると考え、転用申請者が工事業者であっても発電事業に必要な書類の添付が必要

3 営農型太陽光発電設備の転用

(ア) 営農者(地権者)と発電事業者が同一の場合

添付書類

令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知に基づく書類一式
前述のFITまたは非FIT太陽光発電設備の添付書類

必要な手続き

支柱部分の農地法第4条第1項の許可申請

(イ) 営農者(地権者)と発電事業者が異なる場合

添付書類

令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知に基づく書類一式
前述のFITまたは非FIT太陽光発電設備の添付書類

必要な手続き

支柱部分の農地法第5条第1項の許可申請：地権者→発電事業者
農地法第3条第1項の許可申請(区分地上権)：地権者→発電事業者

5条許可と3条許可は同日付で行い、区分地上権等を設定する期間は一時転用許可期間と同じ期間とする

(ウ) 営農者、発電事業者、地権者が異なる場合

添付書類

令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知に基づく書類一式
前述のFITまたは非FIT太陽光発電設備の添付書類

必要な手続き

支柱部分の農地法第5条第1項の許可申請：地権者→発電事業者
支柱を除いた部分の農地法第3条第1項の許可申請：地権者→営農者
農地法第3条第1項の許可申請(区分地上権)：発電事業者

・5条許可、営農者と発電事業者の3条許可は同日付で行う
・区分地上権等を設定する期間は一時転用許可期間と同じ期間とする
・発電事業者が区分地上権の3条申請をする場合は、「営農者が同意する旨が記載された書類」を添付する

(エ) 地権者が発電事業者で、地権者以外が営農する場合

添付書類

令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知に基づく書類一式
前述のFITまたは非FIT太陽光発電設備の添付書類

必要な手続き

支柱部分の農地法第4条第1項の許可申請：地権者
支柱を除いた部分の農地法第3条第1項の許可申請：地権者→営農者

・4条許可と3条許可は同日付で行う
・3条申請には「営農者が営農型発電設備の設置を同意する旨が記載された書類」を添付する